

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第6号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～91 略					1～91 略				
92 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年香川県条例第52号）	略				92 香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年香川県条例第52号）	略			
<u>92の2 香川県留置施設視察委員会条例（平成19年香川県条例第7号）</u>	<u>第2条第3項</u>	<u>留置施設視察委員の解任</u>	<u>○</u>						
	<u>第5条</u>	<u>委員会の運営に必要な事項の定め</u>	<u>○</u>						
92の3 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）	<u>第16条第1項</u>	<u>暴力団排除活動推進地区等の指定及び不指定</u>		<u>○</u>					
	<u>第16条第3項</u>	<u>暴力団排除活動推進地区等の指定の解除</u>		<u>○</u>					
	<u>第16条第4項</u>	<u>暴力団排除活動推進地区の指定又は指定の解除をしようとする</u>		<u>○</u>					

別表（第2条関係）

法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～92の2 略				
92の3 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）	第16条第1項～第16条第4項 略			
	第16条第5項	略		
	第25条	<u>違反行為をした疑いがある</u> と認められる者その他の関係者に対する <u>文書若しくは口頭による説明又は資料の提出の要求</u>		○
	第25条	<u>違反行為をした疑いがある</u> と認められる者その他の関係者からの <u>文書及び資料の受取り並びに口頭説明の聴取り</u>		○
	第26条	<u>違反行為をした者に対する勧告</u>		○
	第27条第1項	<u>説明若しくは資料の提出を求められた者がこれを拒んだとき又は勧告を受けた者がこれに従わなかったときのその旨の公表</u>	○	
第27条第2項	<u>説明若しくは資料の提出を拒んだ者又は勧告に従わなかった者に対する意見を述</u>		○	

別表（第2条関係）

法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～92の2 略				
92の3 香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）	第16条第1項～第16条第4項 略			
	第16条第5項	略		
	第25条	<u>違反行為をした疑いがある</u> と認められる者その他の関係者に対する <u>文書若しくは口頭による説明又は資料の提出の要求</u>		○
	第25条	<u>違反行為をした疑いがある</u> と認められる者その他の関係者からの <u>文書及び資料の受取り並びに口頭説明の聴取り</u>		○
	第26条	<u>違反行為をした者に対する勧告</u>		○
	第27条第1項	<u>説明若しくは資料の提出を求められた者がこれを拒んだとき又は勧告を受けた者がこれに従わなかったときのその旨の公表</u>	○	
第27条第2項	<u>説明若しくは資料の提出を拒んだ者又は勧告に従わなかった者に対する意見を述</u>		○	

	<u>べる機会の付与</u>		
第27条第2項	説明若しくは資料の提出を拒んだ者又は勧告に従わなかった者からの意見の聴取り		○

(1) 香川県暴力団排除推進条例施行規則（平成23年香川県公安委員会規則第2号）	第2条第2項～第3条 略		
	第4条第2項	略	
	第4条第2項	略	
	第6条第1項	<u>違反行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対する口頭説明の要求の決定</u>	○
	第7条第1項	<u>口頭説明を警察本部長が指名する警察職員に聴取させることの決定</u>	○
	第7条第3項	<u>口頭説明の日時又は場所の変更の決定</u>	○
	第7条第4項	<u>説明日時等決定通知書による通知</u>	○
	第10条第1項	<u>意見聴取通知書による通知</u>	○
	第10条第2項	申述書の受理	○
	第10条第3項	証拠資料の受取	○
第10条第5項	<u>意見を述べる機会の付与に係る公示送達</u>	○	
第11条第1項	<u>口頭による意見聴取を警察本部長が指名</u>	○	

(1) 香川県暴力団排除推進条例施行規則（平成23年香川県公安委員会規則第2号）	第2条第2項～第3条 略	
	第4条第2項	略
	第4条第2項	略

		する警察職員に聴取させることの決定		
	第11条第3項	口頭による意見聴取の日時又は場所の変更の決定		○
	第11条第4項	意見聴取日時等決定通知書による通知		○
	第12条第3項	代理人選任届出書の受理		○
	第12条第4項	代理人資格喪失届出書の受理		○
93～99 略				
備考 略				

93～99 略				
備考 略				

附 則

この規則中第1の表の改正部分は平成23年4月1日から、第2の表の改正部分は平成23年7月1日から施行する。